

国立市中小企業事業資金融資あっせん条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 5 年 2 月 22 日

提出者 国立市長 永見理夫

(説明) 事業資金の融資取扱金融機関に対し行っていた資金の預託を廃止するとともに、規定の整備を行うため、条例の一部を改正するものである。

国立市中小企業事業資金融資あっせん条例の一部を改正する条例案

国立市中小企業事業資金融資あっせん条例（平成 21 年 3 月国立市条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条を次のように改める。

第 3 条 削除

第 4 条中「融資取扱金融機関」の次に「（市長が事業資金に係る融資あっせん契約を締結した金融機関をいう。以下同じ。）」を加える。

付 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。